## 随意契約(相手方指定)調書

件 名	東京電子自治体共同運営サービス提供委託(電子申請サービス)	5200291
工(納)期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	1,954,192円(消費税込み)	

契約相手方	富士通Japan株式会社	東京エリア本部
7 (M.5 ) [A 5 7 5		(法人番号:1020001071491)
	別紙に記載のとおり。	
相手方指定理由		
,,,,		
備考		

契約審査委員会資料			
経理課契約係	R4.3.3		

## 業者選定理由書

件名	東京電子自治体共同運営サービス提供委託(電子申請サービス)
指名業者(案)	名 称 富士通Japan株式会社 東京エリア本部 所在地 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 代表者 東京第一統括ビジネス部長 遠藤 光憲
特命理由	本件は、東京都及び都区市町村で構成する東京電子自治体共同運営協議会が開発したシステム(以下「共同運営システム」という。)を利用して電子申請サービスを提供するため、個々の参加自治体が委託するものである。主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を指定したい旨の依頼があった。  経理課として検討したところ、東京電子自治体共同運営協議会では、共同運営システムの開発及び運用管理業務の相手方を総合評価一般競争入札で選定し、令和2年度から5年間の契約を継続するごととしている。この共同運営システムを利用してサービス提供する参加自治体は、協議会が選定した事業者と直接契約を締結する形態となっている。以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)